

教 生 学 第 108 号
平成 25 年 5 月 7 日

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

「北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動」について（通知）

このことについて、児童生徒によるネット上の不適切な書き込みが後を絶たず、いじめや福祉犯被害に発展する恐れもあることから、民間委託業者によるネットパトロールに加え、別添実施要項により、各学校においても新たに定めるガイドラインに基づき、ネットパトロールを実施することとしました。

ついては、管内の各道立学校及び各市町村教育委員会に周知するとともに、実施期間の3年間で学校における定期的なネットパトロールが定着するよう指導願います。

（生徒指導・学校安全グループ）